

4月1日から

中学3年生までの医療費を無料化!!



平成25年4月1日から、中学3年生までの子どもを対象に、医療費の無料化を実施する予定です。

医療費の無料化とは

この制度は、対象となる

子どもが医療機関に通院または入院した場合や、院外処方せんにより調剤薬局で薬を受け取った場合など、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部を町が助成します。

対象となる子ども

松前町に住所のある0歳から15歳（中学3年生）までの子ども

助成期間は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までです。

※現在、「乳幼児等医療費助成受給者証」、「重度心身障害者医療費受給者証」、「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方は、手続きが必要となります。

手続が行われます。

助成方法

■渡島管内の医療機関で受診した場合

「健康保険者証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いは

1年ごとの更新で、毎年7月31日まで有効。

ありません。
なお、「受給者証」を提示せずに受診した場合は、医療機関で支払いを求めら

れることができます。

■渡島管外の医療機関で受診した場合

医療機関の窓口で医療費をいつたん支払い、領収書を添付して町に請求してください。

後日、保険診療の自己負担分を支給します。

■助成の対象とならないもの（健康保険が適用されないもの）

▽入院時の食事代、差額ベッド代

▽第三者行為によるケガ（交通事故など）

受給者証の有効期限

■子ども医療費受給者証

15歳に達する日以降の最初の3月31日まで有効。（更新手続きは不要となります）

ですが、加入している健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。）

■重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証

対象世帯には、3月上旬までに案内文書と申請書類を送付しますので、いずれかの会場で手続きを行ってください。

万一、案内文書が届かない場合は、役場福祉課へご連絡ください。
※中学3年生までの子どもに対する医療費の無料化は、4月1日以降の診療分から適用されますので、下記の期間内に手続きを行い、新しい受給者証を受け取ってください。



受給者証について

対象となる子どもは、申請が必要です

子ども医療費助成制度に関するお問い合わせ
役場福祉課（医療担当）

☎ 42-12275(内)246